

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの里福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について規定するものである。

## (範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 役員等旅費

## (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

## (役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員が理事会に出席したとき及び役員・評議員が評議委員会に出席したときに、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 監事及び理事長が監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

## (役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

## (旅費)

第6条 役員が理事会のために出席した時及び役員、評議員が評議委員会に出席した場合は、役員及び評議員の住所地に応じ下記の表の区分により交通費を支給する。ただし、役員及び評議員の住所地と施設との距離が半径4km以内の場合はこれを支給しない。

- 2 監事及び理事長が監査のために出席した場合も第1項のとおりとする。

区 分	手 当
うるま市	200円
沖縄市、嘉手納町、読谷村、 金武町、恩納村	300円
浦添市、与那原町、西原町、 中城村、宜野湾市、北谷町、 北中城村、宜野座村	500円
那覇市、南城市、八重瀬町、 糸満市、豊見城市、南風原町、 名護市、本部町、今帰仁村、 大宜味村、東村、国頭村	1,000円

## 付 則

この規程は、法人設立の日（平成24年3月30日）から施行する。

平成26年3月19日改訂

平成28年5月20日改訂

平成29年4月1日改訂

平成29年6月15日改訂

平成31年3月20日改訂